

議案第3号

二宮町庁舎整備基金条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町役場庁舎の整備に要する財源に充てる庁舎整備基金を設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町庁舎整備基金条例

(目的及び設置)

第1条 二宮町役場庁舎の整備に要する財源に充てるため、二宮町庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。